

栄区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価基準

【提案書評価表】

(【評価】A：特に優れている/B：優れている/C：普通/D：劣っている/E：特に劣っている)

提案書 様式	No.	項目	評価の着目点	重要度	評価 A~E	評価 点数	満点	比重
1 提案者の概要・事業実績							10	6%
4	1.1	提案者の概要、実績、信頼性及び安定性	この事業の目的達成のために、信頼に足る十分な実績があるか。	× 1			5	
	1.2		事業を継続的に実施できる安定した運営が見込めるか。	× 1			5	
2 事業実施方針							20	13%
5-1	2.1	(1)現状の理解、課題認識について	国や本市の動向を踏まえ、支援を必要とする世帯の小・中学生及びその保護者の置かれている生活状況、家庭環境等を十分に理解しているか。また、それらの世帯における子育ての課題やニーズをとらえているか。	× 2			10	
5-2	2.2	(2)事業実施方針について	支援を必要とする世帯の現状や課題を踏まえた実施方針になっているか。また、実施方針を踏まえた事業運営の考え方が具体的に適切であるか。	× 2			10	
3 業務実施内容及び実施手法							45	28%
6-1	3.1	(1)生活支援プログラムの有効性	生活支援プログラムは、個々の利用者の生活習慣や能力、家庭環境を適切に把握し、利用者寄り添った対応をする有効なものとなっているか。	× 2			10	
6-2	3.2	(2)学習支援プログラムの有効性	学習支援プログラムは、個々の利用者の学習の習熟度や能力を適切に把握し、利用者寄り添った対応をする有効なものとなっているか。	× 2			10	
6-3	3.3	(3)安心して過ごせる居場所の提供について	個々の利用者にとって、安心して過ごせる居場所となるための工夫が、具体的かつ妥当なものとなっているか。	× 1			5	
	3.4	(4)相談支援の取組	支援が必要な児童一人ひとりに寄り添い、相談・支援を行える具体的な体制をとれているか。	× 2			10	
	3.5		利用児童本人からの相談を区・学校と共有する必要性を十分に理解しているか。	× 1			5	
6-4	3.6	(5)保護者支援の取組	支援を必要とする世帯の保護者に対して、必要に応じて相談に応じるなど、有効な支援を実施できるようになっているか。	× 1			5	
4 業務実施体制							60	38%
7-1	4.1	(1)職員の確保や配置	この事業を行うために必要な知識、経歴、実績等を有する職員の確保のための計画が具体的かつ実現性があるか。	× 4			20	
7-2	4.2	(2)職員の役割と業務	職員の役割や業務が具体的かつ妥当なものとなっているか。	× 4			20	
7-3	4.3	(3)職員の教育・研修	職員に対し、事業実施にあたって必要な知識や技能を習得させるための教育・研修の機会があるか。また、その内容は妥当なものとなっているか。	× 2			10	
	4.4	(4)個人情報保護について	個人情報の取扱いに係る基本的な考え方を理解し、個人情報の取扱いに係る研修や情報管理を組織的に行う仕組みがあるか。	× 2			10	
5 管理運営体制							25	16%
8-1	5.1	(1)区役所及び関係団体との連携について	区こども家庭支援課、生活支援課等との連携に関する考え方が適切かつ実現性があるか。	× 1			5	
	5.2		小・中学校等関係機関との連携に関する考え方が適切かつ実現性があるか。	× 1			5	
	5.3	(2)苦情処理体制について	利用者からの意見、苦情等の対応及び体制は適切であるか。	× 1			5	
8-2	5.4	(3)リスクマネジメントについて	事故・不祥事防止、感染症対策等のリスクマネジメントについての考え方および取組内容が具体的に適切であるか。	× 2			10	
計							160	100%
6 企業としての取組に関する視点 (加点項目) ※配点は各1点								
		(1)ワークライフバランスに関する取組について	「次世代育成支援対策増進法」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出（従業員101人未満の場合のみ加算）				1	
			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出（従業員301人未満の場合のみ加算）				1	
			次世代育成支援対策増進法による認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定（えるぼし）の取得、またはよこはまグッドバランス賞の認定の取得				1	
			青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得				1	
		(2)障害者雇用に関する取組について	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）				1	
		(3)健康経営に関する取組について	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。				1	

「栄区寄り添い型生活支援事業業務委託」提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。
- (2) 評価は、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とします。
- (3) 各評価項目には、重要度に応じて係数を設けます。
- (4) 評価の視点は次のとおりとします。

評価	評価の視点	配点
A	特に優れている	5
B	優れている	4
C	普通	3
D	劣っている	2
E	特に劣っている	1

- (5) E評価を受けた項目のある者は、原則として選定しません。
- (6) 委員全員の総合点が満点の65%に満たない者は、原則として選定しません。
- (7) 加点項目である「企業としての取組」については、該当項目があった場合には、全体の合計点に対して加点します。
- (8) 評価点と同点の者があった場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。同数の場合は委員長の判断により決定します。

項 目	配点 (A)	満点(B) (B=A×5人)
1 提案者の概要・事業実績	10	50
2 事業実施方針	20	100
3 業務実施内容及び実施手法	45	225
4 業務実施体制	60	300
5 業務実施上の管理運営体制	25	125
合 計	160	800
加点項目	配点 (A)	満点(B) (B=A×5人)
6 企業としての取組に関する視点	6	30